

矢巾町道路維持管理システム導入業務委託
仕様書

1 業務目的

本業務は、矢巾町が実施する道路維持管理業務において、地図情報及びデータベース機能を活用したシステム（以下「システム」という。）を構築・運用することにより、次の事項を実現することを目的とする。

- (1) 道路維持管理業務のシステム化による事務負担の軽減
- (2) 点検・補修作業の位置及び内容の可視化による業務管理の効率化
- (3) 道路維持管理情報の一元管理による業務品質の向上
- (4) 点検・補修状況の情報公開による住民サービスの向上
- (5) 蓄積データの活用による計画的かつ予防的な維持管理の実現

また、蓄積されたデータの分析・活用を通じて、業務効率化及び住民サービス向上に資する取組を継続的に検討するものとする。

2 業務内容

本業務の業務内容は下記のとおりとする。

	項目	数量	単位	備考
1	システム構築	1	式	道路施設データ登録 路線数：2,822 路線 橋梁数：267 橋 地下道：7 施設 ※いずれも数量の増減あり
2	システム保守	6	箇月	
3	システム利用料	6	箇月	5 アカウント以上
4	操作説明	1	回	成果品納品時

3 業務場所

紫波郡矢巾町内一円

4 システム構築

(1) システム利用形態

Web ブラウザから利用可能なシステムとする。

(2) システム利用環境

以下の環境にて利用できるものとする。

- ① OS

- ・ Windows10、Windows11
 - ・ macOS 10.15 以降
 - ・ iOS 13 以降 (iPhone/iPad)
 - ・ Android 9 以降
- ② 対応ブラウザ
- ・ Windows/macOS 共通 : MicrosoftEdge、GoogleChrome
 - ・ macOS 専用 : Safari
 - ・ モバイル端末 : Safari (ios)、GoogleChrome (Android)
- ③ Microsoft Office
- ・ 対象バージョン : Excel 2016 以降
- ※システムからのデータ出力 (CSV/Excel 形式等) が可能であること。

(3) システム概要

本システムは、道路維持管理業務における道路パトロール、点検、補修作業に関する各種情報を一元的に管理するものである。対応箇所の位置情報、写真や対応状況を統合管理することにより、現場状況の把握や作業記録の作成、作業実績の整理等が可能となる。

また、本システムの活用により、道路維持管理業務の効率化、作業の適正化ならびに住民サービスの向上を図ることを目的とする。

(4) システム要件

① サーバー環境

ア サーバー環境は、クラウド環境またはオンプレミス環境のいずれでも可とする。

② 認証・アクセス制御

ア 利用するアカウントを ID、パスワードにより認証することができること。

イ アカウントは、10 アカウント以上利用可能であること。

ウ 利用者区分を管理者用と業務用に区分し、区分に応じたアクセス権限を設定できること。

エ システム管理者は、権限変更やアカウントの追加・削除等の操作履歴を確認できること。

③ 操作履歴及び監査

ア 利用者が行った操作 (データ登録・修正・削除等) の履歴を記録できること。

イ システム管理者は、操作履歴に基づき監査や不正検知が可能であること。

④ データ保存及びバックアップ

ア データは、日本国内のデータセンター内に保管されること。

イ データは、定期的にバックアップされ、障害発生時には復旧手順に従い復旧可能であること。

⑤ セキュリティ要件

- ア 機密性の高いデータへのアクセスは、権限に応じて制御されること。
- イ 本システムの構築・運用にあたっては、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）」に準拠した情報セキュリティ措置を講じること。

⑥ その他

- ア 専門知識を有しない職員でも容易に操作可能なシステムであること。
- イ システム内で操作説明書が参照可能であること。

(5) システム内容

①道路維持管理業務

- ア 点検・補修等の作業内容を記録できること。
- イ 作業内容ごとに作業日時・作業種別・作業人数・使用材料・作業結果等を登録できること。
- ウ 作業前・作業後の写真を添付できること。
- エ 添付した写真に GPS 情報が含まれる場合は、その位置情報を地図上に表示できること。
- オ 作業ステータス（未対応・対応中・完了等）を登録できること。
- カ 地図上の地点を選択することにより、登録情報を確認できること。
- キ データの登録は、PC、スマートフォンやタブレット端末からできること。

② 通報情報の登録

- ア 住民等からの通報情報をシステムに登録することができること。
- イ 通報情報は、通報日時、通報者情報、内容や場所が登録できること。

③ 地図利用

- ア 国土地理院地図または Google Maps 等の地図サービスを背景地図として利用できること。
- イ 地図の利用に係る申請等が必要な場合は受注者が行い、費用が発生する場合は本契約に含むこと。なお、継続的に費用がかかる場合は、運用費用に含めること。

④ 集計・管理機能

- ア 登録された作業情報や通報情報について、場所、期間、工種及び作業状態等を条件として検索・抽出でき、集計・管理できる機能を有すること。
- イ 登録データを CSV 形式等で出力できること。
- ウ 添付した写真を一覧で表示でき、ダウンロードできること。
- エ 登録した作業情報や使用材料等から予算の執行額を随時集計できること。

⑤ 地図データの公開

- ア 道路維持管理業務情報が登録された地図データを、専用ページから閲覧できる機能

を有すること。

イ 公開する道路維持管理業務の項目は管理者により制御できること。

ウ 本町ホームページからリンク可能な公開用 URL を提供できること。

エ 公開ページの閲覧には、アカウント登録やログインを必要としないこと。

オ スマートフォン及びタブレット端末からの閲覧に対応すること。

5 システム保守

- (1) 受注者は、システムに関する問合せ窓口を設置し、担当者及び連絡先を発注者へ報告すること。
- (2) 発注者からの問合せ等の受付時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、受付時間外における緊急時の連絡先を設けること。なお、受付時間外の対応については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。
- (3) 受注者は、システム障害が発生した場合、速やかに原因調査及び復旧作業を実施すること。
- (4) 重大障害（システム停止、システム利用不可又はこれに準ずる障害）が発生した場合は、障害発生連絡を受けてから1時間以内に初期対応を開始すること。また、発注者に対し障害の状況、対応内容及び復旧見込みについて随時報告すること。
- (5) 一般障害（機能の一部不具合等）が発生した場合は、障害発生連絡を受けてから4時間以内に初期対応を開始すること。
- (6) 受注者は、障害対応完了後、障害の原因、対応内容及び再発防止策を記載した報告書を発注者へ提出すること。

6 非機能要件

- (1) システムは、計画停止及び保守作業による停止時間を除き、24時間365日利用可能であること。
- (2) データ量及び利用者数の増加に対応できる十分な性能及び拡張性を有すること。

7 成果品

- (1) 操作説明書 1式（紙媒体1部、電子データ（CD-Rに格納）1枚）
- (2) アカウント情報 1式（(1)のCD-Rにデータを格納すること。）

8 稼働前検査

受注者は、本システムの稼働に先立ち十分なテストを実施すること。また、発注者による稼働前検査を受けるものとし、検査に必要な資料を提出すること。検査の結果、不備が認められた場合は、受注者の責任において速やかに修正を行うこと。

9 契約不適合責任

成果品の引渡しから1年後までの期間中、納入物及び成果品に不備、又は瑕疵の疑いが生じた場合、発注者と受注者の協議の上、受注者は速やかに不備の内容に関して調査し、回答すること。調査の結果、納入物及び成果品に関して瑕疵等が認められる場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。

なお、特に重大な不具合が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議の上、受注者に無償で修正作業を行わせることができる。

10 その他

本書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、両者協議の上、これを決定するものとする。